一三　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係

1　配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等について、次の措置を講ずることとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条、第三条の二、第三条の三、第四条及び第六条の二関係）

㈠　相手国居住者等配当等について、その対象となる所得の範囲に譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。）を加えた上、その範囲は相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取り扱われる範囲とする。

㈡　配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等の適用対象となる相手国団体配当等、第三国団体配当等、特定配当等その他の一定の所得の範囲について所要の改正を行う。

2　相手国等の相手国等転出時課税の規定の適用を受けた居住者が、当該適用に係る資産等の譲渡等をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡等による所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たって当該適用を受けたことを考慮するものとされているときは、当該資産等については外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例における外国転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等とみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用することとした。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二関係）

一四　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正関係

新たに業務を開始した個人について、その業務の開始の日以後二月を経過する日までに電磁的記録による保存等の承認の申請書を提出することができることとした。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条関係）

一五　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する振替社債等のうち利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。）に該当するものに係る利子等の非課税措置は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条関係）

㈡　一定の避難解除区域等内にある土地等が、帰還環境整備推進法人（一定のものに限る。）が行う帰還環境整備事業計画に記載された特定公益的施設又は特定公共施設のうち一定のものの整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除を適用することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の六、第一八条の一〇及び第二六条の一〇関係）

㈢　帰還環境整備推進法人（一定のものに限る。）に対し一定の避難解除区域等内にある土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための一定の事業の用に供されるものであるときは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を適用することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の六関係）

㈣　被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例の適用対象に、その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによって居住の用に供することができなくなった個人が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合等を加えるとともに、譲渡期限の要件を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の七関係）

㈤　被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、内国法人が平成二八年四月一日以後に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の支援決定の対象となった法人である場合において、同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件を満たすときは、当該内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため平成二八年三月三一日までの間に条件の変更が行われていることとの要件を不要とした上、その適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条の三関係）

㈥　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

(1)　住宅被災者が、住宅の新築取得等で特別特定取得に該当するもの（以下「住宅の特別特定再取得等」という。）をし、かつ、当該住宅の特別特定再取得等をした家屋を平成三一年一〇月一日から平成三二年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を適用年の一一年目から一三年目までの各年における住宅借入金等特別税額控除額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができる。

イ　再建特別特定住宅借入金等の年末残高（五、〇〇〇万円を限度）に一・二パーセントを乗じて計算した金額

ロ　当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税額等相当額」という。）を控除した残額として一定の金額（五、〇〇〇万円を限度）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額

(2)　特別特定取得とは、当該住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額が、当該住宅の新築取得等に係る課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第三条の規定による改正後の消費税法第二九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の新築取得等をいう。

(3)　二以上の住宅の再取得等又は住宅の特別特定再取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算について、所要の調整措置を講ずる。

2　法人課税

㈠　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度のうち復興産業集積区域に係る措置について、復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法の東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限る。）内において産業集積事業等の用に供した機械装置、建物等及び構築物につき、償却割合及び特別税額控除割合を引き上げる措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条、第一七条の二及び第二五条の二関係）